

山梨県公報

号外第七号

平成十七年
二月十八日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項及び第五項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年二月十八日

山梨県監査委員	高 石	高 石	高 石	高 石
同	前 川	前 川	前 川	前 川
同	尾 島	尾 島	尾 島	尾 島
同	堅 茂	堅 茂	堅 茂	堅 茂
	一 松	一 松	一 松	一 松

1 監査の概要

平成16年11月29日、地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づき、酪農試験場の平成15年度の財務事務の執行に関する定例監査の予備監査を実施した。その際、前渡資金の精算に係る支出証拠書等、多数の書類が所在不明として提示されないものがあったため、証拠書の整備を指示し、平成17年1月5日に再度、予備監査を実施した。

この結果、前渡資金の精算が行われていない多額の不明金の存在が明らかになった。また、平成16年度の前渡資金の執行状況についても調査したところ、平成15年度と同様、通常の年と比較して多額の前渡資金が支出されていた。

このため、平成16年度に執行された前渡資金の精算についても監査する必要があると判断し、平成17年2月1日から10日にかけて、同条第5項の規定に基づき随時監査を定例監査と併せて実施した。

2 監査対象期間及び監査対象事項

定例監査	平成15年度(財務事務の執行状況)
随時監査	平成16年4月から12月まで(前渡資金の精算)

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、職員からの事情聴取により実施した。

また、法第199条第8項の規定に基づき、指定金融機関等関係人への確認、質問などを実施し、外部証拠による検証を行った。

4 酪農試験場の状況等

(1) 職員体制

酪農試験場には、監査日現在、正規職員19名、臨時職員10名、客員研究員1名の合計30名が勤務している。正規職員19名の内訳は、行政職3名(場長、次長、総務課長)、研究職7名、技労職9名である。

(2) 山梨県財務規則で定める体制

酪農試験場は、山梨県財務規則において、県の予算の命達を受けてこれを執行する出先機関の「かい」として位置付けられている。

知事からの委任に基づき、税外収入の賦課徴収、命達を受けた予算の支出負担行為及び支出の命令、生産物の処分等の事務を執行する権限は、「かい長」としての場長にある。

出納長からの委任に基づき、現金及び有価証券の出納並びにこれらの保管、支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務等を行う「かいの出納員」については、次長が任命されている。

出納員の命を受けて、収納、支払の執行手続き、物品に関する事務等の会計事務をつかさどる「その他の会計職員(経理員)」には、総務課長が任命されている。

る。

- (3) 酪農試験場における平成15年度の子算執行状況
 収入済額は約4,400万円であり、その主な内訳は、試験飼育のための乳牛が生産する牛乳の売収入が約3,400万円、試験目的を終えた廃用牛の売却収入が約1,000万円であった。
 支出済額は約1億2,100万円であり、その主な内訳は、酪農試験場費が約7,000万円、畜産振興費が約4,500万円、農業改良普及費及び財産管理費が約600万円であった。

5 監査の結果

監査の結果、法令等に違反するもの、不正な行為をしたと認められるものや著しく不適切な事務処理と認められる指摘事項は次のとおり。

- (1) 前渡資金の精算が確認できない多額の使途不明金があった。また、不明金の大半が、支出負担行為のや支出命令等の財務規則に定める手続きを経ずに支出されていた。(不明金の内訳は別表1のとおり)
- (2) 資金前渡以外の支出についても、財務規則で定められている支出負担行為のや支出命令の決裁を受けずに支出されたものがあり、支出の根拠となる支出証拠書等、必要な書類が所在不明のものや未作成のものが多数あった。
- (3) 時間外勤務の実績がないまま、長期間にわたり時間外勤務手当が支給されていた。
- (4) 扶養親族の資格が喪失しているにもかかわらず、届が提出されず、また、扶養親族の現況確認を怠ったため、長期間にわたり扶養手当が過大に支給されていた。
- (5) 毎月調定すべき牛乳の売収入代金について、調定時期が最大で6ヶ月遅延しているものや調定金額に誤りのあるもの、牛の売却代金の調定漏れ等、収入に係る事務処理が著しく不適切であった。
- (6) 予定価格調書や契約書の不備、物品要求書の未作成等、契約や物品に係る会計事務処理が全般にわたり不適切であった。
- (7) 郵便切手受払簿について、平成14年度からの繰越受入高が正しく計上されておらず、使用表紙控除後の帳簿残高と現品を比較して、多額の切手が所在不明となっていた。

6 上記の指摘事項が発生した経緯

- (1) 前渡資金の不明金について
 資金前渡とは、地方自治法施行令第161条の規定に基づき、地方公共団体の職員(資金前渡職員)を通じて現金支払をさせるため、その資金(前渡資金)を当該職員に前渡するものであり、支出方法の特例の一つである。資金前渡が認められる経費については、同条の他、山梨県財務規則(以下「規則」という。)第71条第1項で規定している。

具体的な手続きの流れは、支出負担行為のやを通じて資金前渡職員を指定し、支出命令の手続きを経て資金前渡職員に対して前渡資金が交付される。前渡資金の交付を受けた資金前渡職員は、当該前渡資金を債権者に支払うことにより

精算手続きが終了する。

前渡資金については、直払の方法により、指定金融機関を通じて資金前渡職員に現金が交付されるが、この場合、出納員が発行した印鑑届と資金前渡職員宛の支払案内書及び印鑑届と同一の認印が必要となる。

酪農試験場では、総務課長が庶務担当者及び経理員であったが、その立場を利用して、財務会計システムを操作して、資金前渡の名目で支出負担行為のや及び支出命令の処理を行い、かい長の決裁や出納員の審査を受けずに出納審査済の入力を行い、資金前渡職員に対する前渡資金の支出を可能としたものである。

また、印鑑届には出納員の公印が必要となるが、総務課長が出納員に無断で公印を押印し作成したものである。

なお、出納員の公印については、出納員である次長がロッカーに鍵を掛けて保管していたが、総務課長を信頼して予備の鍵を預けていた。

財務会計システム事務取扱要綱では、こうしたシステム上の操作による不正支出を早期に発見できるように、毎月、審査済一覧表を所属の端末から出力し、当該一覧表の順に支出証拠書を編集する旨、規定しているが、酪農試験場においては、こうした支出証拠書の編集は行われていなかった。

今回のように、資金前渡の名目で不正な支出命令が審査済入力されていたとしても、出納員自ら、あるいは、出納員が職員に指示して、審査済一覧表と決裁済の支出証拠書とを1件ごとに突合していれば、もっと早い段階で、不自然な支出命令を発見することができたものと思われる。

特に、平成16年4月分(平成15年度分)の支出証拠書については、所在不明のものが80件近くあり、極めて異常な会計処理と言わざるを得ない。

なお、平成16年6月10日に、規則第247条の規定に基づく出納局による会計検査(検査対象期間は平成15年6月10日から平成16年6月9日まで)が行われているが、その際、支出証拠書に関する指導事項は特になかった。

(2)

時間外勤務手当の支給について

時間外勤務を行う場合には、職員は、時間外勤務命令簿に申請時間や業務内容を記載し、担当リーダーを経由で所属長に事前に申請しなければならない。所属長は、申請された時間外勤務の内容と業務の進捗状況等から総合的に判断し、時間外勤務が必要と認められる場合には、時間外勤務命令簿に命令時間を記載し、認印を押印した後、当該命令簿を職員に返すことになっている。

そして、所属の給与担当者は、毎月、全職員から時間外勤務命令簿を回収し、1ヶ月あたりの時間外勤務の命令時間数を集計し、その結果を人事給与システムに入力することになっている。入力誤りがないか確認するため、職員別入力結果の帳票を端末から出力し、給与担当者以外の職員からの確認を受けるのが通常の処理である。

なお、人事給与システム事務取扱の要綱では、時間外勤務命令簿の時間数の集計、システムへの入力及び入力結果表点検の方法、入力結果表の回覧の要否等、具体的な運用方法については、特に規定されていない。

酪農試験場では、総務課長が給与担当者であったが、その立場を利用して、時間外勤務の実績がないにもかかわらず、所属長印を盗用し、不正な時間外勤務命令簿を作成するとともに、人事給与システムに実態のない時間数を入力し、不当な時間外勤務手当を受給していた。

今回のように、人事給与システム上、不正な入力が行われていたとしても、所属長が時間外勤務の状況を把握するため、入力結果表の回覧を職員に指示していたれば、もっと早い段階での発見ができたものと思われる。

7 監査の結果に基づく意見

今回の酪農試験場に対する監査を通じて、前渡資金に多額の使途不明金があったことや時間外勤務の実績がないにもかかわらず手当が支給されていた等、不正な行為が確認されたことは、極めて遺憾なことである。

しかも、こうした事務処理を長期間にわたって許し、未然に防止することができなかったことは極めて深刻である。

所属長や次長等の管理監督の立場にある者は、事務処理の進捗状況等を把握するため、必要に応じて、職員に対し資料の提出や報告等を求めるべきであり、職員への任せきりは絶対に許されることではない。その意味で、管理監督上の責任は重大であると言わざるを得ない。

- 今回の監査結果は、長年にわたり築き上げてきた県行政に対する県民の信頼を著しく損なうとともに、その努力を一瞬にして水泡に帰せしめるものである。
- 知事は、県民の信頼回復に向けて、厳正なる事務執行体制の確立や職員の指導、監督に一層努められるよう要望する。
- (1) 各所属における内部牽制機能等の充実を図ること。
特に、小規模所属の場合には、特定の職員に事務が集中し、内部牽制機能が働きにくい環境にあるため、事務分掌の見直し等を含め、対応策を検討すること。
 - (2) 不適正な会計処理を未然に防止するため、財務規則や財務会計システムの運用方法について見直しを行うこと。
 - (3) 人事給与システムの事務処理について、不正入力等の事故防止のための規定を整備すること。
 - (4) 不適正な会計処理を的確に把握できるよう、検査手法の見直し等を通じて、会計検査の充実・強化を図ること。
 - (5) 出先機関における出納審査体制について、今後の組織再編の中で十分検討すること。

(別表1) 前渡資金の支払確認状況(15年度分)

支出命令番号	支出年月日	前渡資金の内容	A		B		A-B		支出負担行為同一性の判断の可否	支出命令精算書の有無
			金額	支払確認額	不明額	不明額				
0300058	H15.6.2	ハイエーカーの購入に要する経費	70,000	70,000	0	0	○	○	○	
0300123	H15.6.25	牛海綿状脳症検査致死牛の焼却処理に要する経費(精算・直私)	28,000	28,000	0	0	○	○	○	
0300132	H15.6.30	飼便切手の購入に要する経費(精算・直私)	181,000	0	181,000	0	×	×	×	
0300194	H15.7.23	家畜伝染病の検査手数料	187,200	0	187,200	0	×	×	×	
0300206	H15.7.31	自動車検査(重量税)	50,400	0	50,400	0	×	×	○	
0300215	H15.8.7	家畜の検査手数料	148,000	0	148,000	0	×	×	×	
0300242	H15.8.26	自動車(トラック)の重量税	63,000	63,000	0	0	○	○	○	
0300252	H15.8.29	郵便切手及びハイエーカーの購入に要する経費	192,000	0	192,000	0	×	×	×	
0300257	H15.9.5	平成15年度安全運転管理者講習に要する経費	4,200	4,200	0	0	○	○	○	
0300286	H15.9.26	自動車重量税	31,500	0	31,500	0	×	×	○	
0300289	H15.9.30	乳用牛の検査手数料	182,000	0	182,000	0	×	×	×	
0300334	H15.10.17	ハイエーカーの購入に要する経費	70,000	0	70,000	0	×	×	×	
0300370	H15.10.30	乳用牛の伝染病検査手数料	172,000	0	172,000	0	×	×	×	
0300394	H15.11.10	切手の購入に要する経費	62,000	62,000	0	0	×	×	○	
0300400	H15.11.20	家畜(牛)の伝染病検査等に要する経費	112,320	112,320	0	0	○	○	○	
0300411	H15.11.28	牛群登録代	276,000	0	276,000	0	×	×	×	
0300455	H15.12.22	乳用牛の検査登録代金	198,000	0	198,000	0	×	×	×	
0300487	H16.1.22	牛海綿状脳症検査致死牛の焼却処理に要する経費	28,000	28,000	0	0	○	○	○	
0300488	H16.1.22	乳用牛の検査登録等に要する経費	224,000	0	224,000	0	×	×	×	
0300495	H16.2.2	自動車重量税	8,800	8,800	0	0	○	○	○	
0300521	H16.2.24	牛の検査登録に要する経費	224,000	0	224,000	0	×	×	×	
0300530	H16.3.2	牛海綿状脳症検査致死牛の焼却処理に要する経費	28,000	28,000	0	0	○	○	○	
0300531	H16.3.2	乳用牛の検査登録に要する経費(前金・直私)	96,000	0	96,000	0	×	×	×	
0300557	H16.3.23	放牧記録用黒毛和牛の検査に要する経費	4,320	4,320	0	0	×	○	○	
0300560	H16.3.26	乳用牛の検査登録料金	226,000	0	226,000	0	×	×	×	
0300567	H16.3.31	乳用牛の伝染病検査に要する経費	326,000	0	326,000	0	×	×	×	
	計		3,192,740	408,640	2,784,100					

※ 上記Bの支払確認額は、領収書や申請書等の証拠書類に基づき、当該前渡資金の現金が支出負担行為同一の内容に沿って、支払われたことが確認できたもの。

前渡資金の支払確認状況(16年度分)

支出命令番号	支出年月日	前渡資金の内容	金額	A		A-B		前渡資金の精算の有無
				支払確認額	不明額	支払負担行為の発生	支出命令の精算	
0400003	H16.4.13	ハイウェイカーブの購入代金	80,000		80,000	×	×	×
0400004	H16.4.13	切手の購入代金	75,000		75,000	×	×	×
0400006	H16.4.30	牛の登録検査に要する経費	340,000		340,000	×	×	×
0400029	H16.5.20	公用車の継続費に要する経費	50,400		50,400	×	×	×
0400030	H16.5.20	死亡牛の焼却処理に要する経費	56,000		56,000	×	×	×
0400031	H16.5.20	肉用牛の検査登録に要する経費	284,000		284,000	×	×	×
0400052	H16.6.16	切手及びハイウェイカーブの購入代金	87,500		87,500	×	×	×
0400053	H16.6.16	肉用牛の登録に要する経費	82,000		82,000	×	×	×
0400078	H16.6.28	軽自動車の継続費に要する経費	8,800		8,800	×	×	×
0400079	H16.6.28	牛群の検査・登録等に要する経費	218,000		218,000	×	×	×
0400092	H16.7.23	肉用牛の検査登録に要する経費	216,000		216,000	×	×	×
0400096	H16.7.30	交通安全管理者講習会負担金	4,200		4,200	×	×	×
0400099	H16.8.5	肉用牛の検査に要する経費	82,000		82,000	×	×	×
0400106	H16.8.11	死亡牛の焼却処分に関する経費	28,000		28,000	×	○	×
0400107	H16.8.11	試験牛の結核検査手数料	2,880		2,880	×	○	×
0400150	H16.8.20	肉用牛の検査・登録に要する経費	236,000		236,000	×	×	×
0400180	H16.9.10	郵便切手の購入代金	52,000		52,000	×	×	×
0400183	H16.9.21	肉用牛・乳用牛の検査・登録に要する経費	243,000		243,000	×	×	×
0400197	H16.10.12	死亡牛の焼却処分に関する経費	52,000		52,000	×	×	×
0400201	H16.10.21	畜舎系建設費(整地等)運搬技術講習の受講に要する経費	40,000		40,000	○	○	×
0400206	H16.10.25	乳用牛の検査に要する経費	248,000		248,000	×	×	×
0400241	H16.10.29	切手の購入に要する経費	72,000		72,000	×	×	×
0400264	H16.11.5	ハイウェイカーブの購入に要する経費	50,000		50,000	×	×	×
0400285	H16.11.11	牛の結核検査手数料	1,440		1,440	×	×	×
0400318	H16.11.26	牛群の登録に要する経費	284,000		284,000	×	×	×
0400323	H16.12.2	牛の伝染病等の検査に要する経費	112,320		112,320	×	×	×
0400385	H16.12.27	乳牛の検査に要する経費	246,000		246,000	×	×	×
0400388	H16.12.27	死亡牛の焼却手数料	28,000		28,000	×	×	×
	計		3,279,540		253,640		3,025,900	